

平成 年分 利子等の支払調書

支払を受ける者	住所(居所)又は所在地			
	氏名又は称			
種 別	記号・番号	支払金額又は分配金額 千 円	源泉徴収税額 千 円	支払確定又は支払年月日 年 月 日
(摘要)				
支払者	住所(居所)又は所在地			
	氏名又は称	(電話)		
整 理 欄	①	②		

301-1

平成 年分 利子等の支払調書

支払を受ける者	住所(居所)又は所在地			
	氏名又は称			
種 別	記号・番号	支払金額又は分配金額 千 円	源泉徴収税額 千 円	支払確定又は支払年月日 年 月 日
(摘要)				
支払者	住所(居所)又は所在地			
	氏名又は称	(電話)		
整 理 欄	①	②		

301-1

平成 年分 利子等の支払調書

支払を受ける者	住所(居所)又は所在地			
	氏名又は称			
種 別	記号・番号	支払金額又は分配金額 千 円	源泉徴収税額 千 円	支払確定又は支払年月日 年 月 日
(摘要)				
支払者	住所(居所)又は所在地			
	氏名又は称	(電話)		
整 理 欄	①	②		

301-1

平成 年分 利子等の支払調書

支払を受ける者	住所(居所)又は所在地			
	氏名又は称			
種 別	記号・番号	支払金額又は分配金額 千 円	源泉徴収税額 千 円	支払確定又は支払年月日 年 月 日
(摘要)				
支払者	住所(居所)又は所在地			
	氏名又は称	(電話)		
整 理 欄	①	②		

301-1

【利子等の支払調書】

※様式は A4 用紙 1 枚に調書 4 枚分が印刷されますので、裁断の上ご利用ください。

備 考

- 1 この支払調書は、公社債若しくは預貯金の利子、合同運用信託、公社債投資信託若しくは公募公社債等運用投資信託の収益の分配又は生命保険、損害保険若しくは生命共済に係る契約に基づく租税特別措置法第4条の4第1項に規定する差益について使用すること。
- 2 この支払調書の記載の要領は、次による。
 - (1) 「住所(居所)又は所在地」の欄には、支払調書を作成する日の現況による住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地を記載すること。
 - (2) 「種別」の欄には、国債、何県債、何市債、何会社債、銀行預金、銀行貯蓄預金、農業協同組合貯金、郵便貯金、貸付信託、指定金銭信託、公社債投資信託、公募公社債等運用投資信託、生命保険、損害保険のように記載するとともに、貸付信託、公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託並びに生命保険並びに損害保険については、受益証券等の名称をも記載すること。
 - (3) 「記号・番号」の欄には、預貯金の証書若しくは通帳又は公社債、受益証券若しくは保険証書の記号及び番号を記載すること。
 - (4) 「支払金額又は分配金額」の項には、その年中に支払の確定した金額(無記名の公社債又は貸付信託、公社債投資信託若しくは公募公社債等運用投資信託の受益証券に係る利子又は収益については、その年中に支払った金額)を記載し、支払調書を作成する日においてまだ支払っていないものについては、これを内書すること。
 - (5) 「源泉徴収税額」の項には、その徴収される税額を記載すること。
 - (6) 無記名の公社債又は貸付信託、公社債投資信託若しくは公募公社債等運用投資信託の受益証券について、元本の所有者と利子又は収益の分配の受領者が異なる場合には、元本の所有者の住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び氏名又は名称を「摘要」の欄に記載すること。
 - (7) 租税特別措置法第5条の2第1項の規定により非課税とされるもの又は同条第3項後段の規定により源泉徴収が不適用とされるものについては、その旨を「摘要」の欄に記載すること。
 - (8) 納税管理人が明らかでない場合には、その氏名及び住所又は居所を「摘要」の欄に記載すること。
 - (9) 支払者以外の支払の取扱者に支払調書を提出させる場合には、その支払者及びその取扱者の双方の名称及び所在地を「支払者」の欄に記載すること。
 - (10) 支払を受ける者が非居住者又は外国法人である場合には、「摘要」の欄に並記記載すること。
 - (11) 所得税条約に基づき課税の軽減又は免除を受けるものについては、その旨を「摘要」の欄に記載すること。
- 3 この支払調書を租税特別措置法第4条の2第1項各号又は第4条の3第1項各号に規定する利子、収益の分配又は差益について使用する場合は記載の要領は、2に定めるほか、次による。
 - (1) 利子、収益の分配又は差益で租税特別措置法第4条の2第1項又は第4条の3第1項の規定の適用を受けるものについては、2(2)の「種別」の欄の記載の要領に代えて、「財形住宅」又は「財形年金」と記載すること。
 - (2) 租税特別措置法第4条の2第9項又は第4条の3第10項の規定により同法第4条の2第1項又は第4条の3第1項の規定の適用がなかったものとされる利子、収益の分配又は差益については、「摘要」の欄に「財形住宅遡及課税分」又は「財形年金遡及課税分」と記載すること。
- 4 この表に記載すべき事項を記載した書面(用紙の大きさは、日本工業規格A6に準ずる。)をもつてこの表に代えることができる。
- 5 合計表をこの様式に準じて作成し添付すること。